

食品添加物表示制度の論点整理と議論開始にあたって

令和元年8月29日
一般財団法人
食品産業センター
武石 徹

本日、食品添加物表示制度の論点整理が行われ、本格的な議論が始まるにあたってこれまでの各委員の意見表明や、ヒアリング結果を踏まえ、以下の点について、今後、検討会の中で、十分に考慮した上で議論を行うべきことを改めて提案します。

1 現在の制度の十分な検証が必要

第1回の検討会の意見書でも述べたように、現在の食品添加物表示制度の枠組みが確立してから約30年が経過しています。

他の検討会委員からも指摘のあったように、「食品の表示に関する共同会議」等での議論も含め、これまで添加物表示制度についてどのような議論があったかの整理、確認が必要だと考えます。

また、現在の制度の評価という点では、第3回の事業者からのヒアリングでは、ほぼ全事業者が、お客様相談の結果等から、無添加表示を除き、現行制度を評価し、大きな見直しは必要ないことを発言しています。

一方、第2回の消費者団体からのヒアリングでは現行表示制度を評価しつつも、用途名表示の拡大や一括名表示の見直しを求める声、更には無添加表示を禁止すべき等様々な意見が出されました。

消費者庁のアンケート結果も含め、様々な意見が出されている消費者の現行制度へのニーズについては、3に掲げる通り、今回の検証のポイントにもなり、今後の議論の中で丁寧に整理する必要があります。

以上のような視点を確認、整理した上で、現在の制度を十分に検証する必要があります。

2 食品表示全体を見通した議論が必要

第1回、第3回の検討会の意見書で強調した通り、食品事業者は頻繁な食品表示制度の見直しにより、表示切替のためのシステム変更、原料調達状況の把握などのコスト増に加え、包材切替のタイミングを図りかね、混乱しています。

また、相次ぐ、表示制度の拡充による義務表示事項の増加と個食化の進展による表示スペースの減少から、表示の視認性が低下し、消費者がアレルギー等安全性に係る表示を見落とし、事故に繋がる恐れもあります。(別添資料参照)

先般、消費者委員会食品表示部会で「食品表示の全体像」についての報告書が取りまとめられました。

食品表示全体の現状を俯瞰するとの視点から、本検討会において資料1－6の情報共有を図るとともに、食品表示の2015年4月以降の見直しの中で情報量が増え、限界に近いという現在の状況を改めて情報共有し、全体を見通した議論が必要です。

特に、同報告書で十分検討が行われなかった表示の優先順位（「安全性に関する事項」と「消費者の選択に資する事項」）の議論などについても丁寧に議論する必要があります。

3 食品添加物表示についての消費者ニーズの的確な把握について

この点については第2回の消費者ヒアリングの結果の整理と併せて、一元化検討の際に実施されたアンケート調査結果等や第1回で示された消費者アンケート結果の分析が欠かせないと考えます。

また、客観的エビデンスとして、第3回の事業者ヒアリングや第2回の日本生活協同組合からの報告にあったお客様相談の結果も考慮すべきです。

さらに、消費者庁が現在行っている行動経済学等を活用した消費行動等の分析・研究結果の紹介と併せ、消費者委員会の食品表示部会における「食品表示の全体像」の議論の中で宗林委員や樋口部会長代理が繰り返し指摘している「実際に消費者が商品選択にあたって、表示のどこを見ているか」が分かる調査を検討すべきと考えます。

4 エビデンスに基づいた議論が必要

第1回の意見書でも主張したとおり、食品表示は規制行政となるため、義務表示の拡大に繋がるような見直しをするのであれば、「規制に係る政策評価の改善方策」（平成29年3月 総務省 政策評価審議会政策評価制度部会）（参考1）に基づく事前評価が必要と考えます。

また、併せて、骨太方針2019（参考2）も踏まえ、最近、政府が推進しているEBPMの視点からも、具体的な規制の実施となる義務表示事項の決定に当たってはエビデンスに基づく議論が必要と考えます。

以上、本日提出された各種参考資料の提示する各種議論の成果や調査結果の意味するところを十分に議論、情報共有し、論点整理にどのように反映できるかを整理した上で、論点整理に入るべきと考えます。

(参考1)

「規制に係る政策評価の改善方策」
(平成29年3月 総務省 政策評価審議会政策評価制度部会)

おわりに (29頁)

規制の事前評価が義務付けられてから10年が経ち、1,000件を超す規制の事前評価がなされてきたが、その多くは本来の意味での規制の事前評価ではなく、当該府省における既に決定された規制等についての説明資料程度での評価書作成作業となっているのが実際であると感じる。

(中略)

本来、政策立案と政策評価の過程は別次元ではなく、一体のものである。政策評価を基とした政策立案は、正に「エビデンスに基づく政策形成」であるため、各府省の担当者にあっては、政策評価の観点を基に政策を検討することが望まれ、結果、事務も効率化されると思料する。

規制の事前評価は、その対象を法律又は政令に基づくものとしているが、省令に基づくものや社会的に話題性があるものについては、積極的に規制の事前評価や事後検証に取り組むこと、そしてパブリックコメントを活用して国民から広く意見を募集することなどが望まれる。

(以下略)

(参考2)

経済財政運営と改革の基本方針2019

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(1) 次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革

③ EBPMをはじめとする行政改革の推進

データを積極的に活用する行政サービスの構築に向け、公的統計の整備やEBPMを着実に推進する。

(中略)

(i) データの積極的活用に向けた公的統計の整備とEBPMの推進

(中略)

また、EBPMを推進し、人材の確保・育成と必要なデータ収集並びにロジックモデルの活用等を通じて、予算の質の向上と効果検証に取り組む。

EBPM (エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案) とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠 (エビデンス) に基づくものとすることです (内閣府 HP より)

(別添資料)

